

ユニット型介護老人保健施設 なごみ苑

短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護  
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
( 石川県指定 第 1752280360 号 )

◆◆目次◆◆

1	運営法人の概要	…2
2	事業所の概要・目的・運営方針	…2
3	施設の職員配置状況	…3
4	当事業所が提供するサービス内容	…3
5	利用料	…3
6	協力医療機関等	…8
7	施設利用に当たっての留意事項	…9
8	非常災害対策	…9
9	禁止事項	…9
10	居室の明け渡し	…10
11	残置物の引取等	…10
12	事故発生時の対応	…10
13	苦情処理	…11
14	第三者評価の実施状況	…11

当事業所はご利用者に対して指定介護保健施設サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

## 1. 運営法人の概要

●法人名	医療法人社団 白山会
●法人所在地	白山市米永町300番地2
●電話番号	076-276-2262
●代表者氏名	理事長 小矢崎 直博
●創立年月日	昭和63年3月29日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の概要

●施設名及び事業所の種類	医療法人社団 白山会 介護老人保健施設 なごみ苑
●所在地	白山市米永町300番地2
●電話番号	076-276-5100
●FAX	076-276-7539
●管理者名	小矢崎 直博
●開設年月日	平成16年4月1日
●介護保険事業所番号	石川県指定 第1752280360号
●入所定員	75名 個室75室

### (2) 事業所の目的

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻る事ができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、下記(3)のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

### (3) 当事業所の運営方針

- ① ご利用者様の意思を尊重し、個々が望む施設生活を送れるよう支援します。
- ② 個々の状態に応じた目標とサービス計画を立案・実施するため、適切な医療、看護及び介護、リハビリテーション等を提供します。
- ③ ユニットケアの特性を生かし、より家庭的な雰囲気作りに努め、安全かつ安心した生活の中から信頼関係を築きます。

- ④ 自立した在宅生活への移行・継続を支援するため介護予防、通所・入所サービスを提供し、他職種連動によるチームケアを行い、より早期の在宅復帰を目指します。
- ⑤ ご家族を含め地域との交流を積極的に持ち、また、関連機関との協働・連携を図り、地域に根ざした生活を支援します。
- ⑥ 職員一丸、和の心を信条とし、個々の研鑽を重ねより質の高いサービスを提供します。

### 3. 施設の職員配置状況

職 種	人 数
・医師 ※	1名以上*
・薬剤師 ※	0.3名以上*
・看護職員 ※	7名以上
・介護職員 ※	18名以上
・支援相談員 ※	1名以上* (うち1名常勤)
・理学療法士 ※	1名以上*
・作業療法士 ※	
・言語聴覚士 ※	
・管理栄養士 ※	1名以上* (うち1名常勤)
・介護支援専門員 ※	1名以上* (うち1名常勤)
・事務員、その他従業員	1名以上*

※常勤換算による \*従来型と兼務

### 4. 当事業所が提供するサービス内容

- ① 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談支援サービス
- ⑧ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所と居宅との間の送迎
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、ご利用者から基本料金とは別に利用料を頂く事もあります。

### 5. 利用料

(1)～(2) 1～16の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護施設サービス費については、介護保険負担割合に応じて費用の1割、2割若しくは3割分を負担して頂きます。

#### (1) 基本料金（日額）

- ①基本型個室

要介護度	1日当たりの利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	6,240円	624円/日	1,248円/日	1,872円/日
要支援2	7,890円	789円/日	1,578円/日	2,367円/日
要介護1	8,360円	836円/日	1,672円/日	2,508円/日
要介護2	8,830円	883円/日	1,766円/日	2,649円/日
要介護3	9,480円	948円/日	1,896円/日	2,844円/日
要介護4	10,030円	1,003円/日	2,006円/日	3,009円/日
要介護5	10,560円	1,056円/日	2,112円/日	3,168円/日

②在宅強化型個室

要介護度	1日当たりの利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	6,800円	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
要支援2	8,460円	846円/日	1,692円/日	2,538円/日
要介護1	9,060円	906円/日	1,812円/日	2,718円/日
要介護2	9,830円	983円/日	1,966円/日	2,949円/日
要介護3	10,480円	1,048円/日	2,096円/日	3,144円/日
要介護4	11,060円	1,106円/日	2,212円/日	3,318円/日
要介護5	11,650円	1,165円/日	2,330円/日	3,495円/日

(2) その他加算・費用

		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1	夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
2	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日
	②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日
	③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	12円/日	18円/日
3	療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回
4	個別リハビリテーション実施加算	240円/日	480円/日	720円/日
5	送迎加算	184円/日	368円/日	552円/日
6	(ア) 緊急時施設治療費 緊急時治療管理	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
	(イ) 緊急時施設治療費 特定治療費	下記※の1割	下記※の2割	下記※の3割
7	若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
8	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日
9	重度療養管理加算(介護予防短期入所療養介護除く)	120円/日	240円/日	360円/日
10	緊急短期入所受入加算(介護予防短期入所療養介護除く)	90円/日	180円/日	270円/日
11	総合医学管理加算	275円/日	550円/日	825円/日
12	①在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	102円/日	153円/日
	②在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	102円/日	153円/日

13	口腔連携強化加算	50 円/回	100 円/回	150 円/回
14	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	200 円/月	300 円/月
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	20 円/月	30 円/月
15	①介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）算定した単位数の 75/1000（R8.5.31 まで）			
	②介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）算定した単位数の 71/1000（R8.5.31 まで）			
	③介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）算定した単位数の 54/1000（R8.5.31 まで）			
	④介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）算定した単位数の 44/1000（R8.5.31 まで）			
16	①介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 算定した単位数の 90/1000（R8.6.1 から）			
	②介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 算定した単位数の 97/1000（R8.6.1 から）			
	③介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 算定した単位数の 86/1000（R8.6.1 から）			
	④介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 算定した単位数の 93/1000（R8.6.1 から）			
	⑤介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 算定した単位数の 69/1000（R8.6.1 から）			
	⑥介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 算定した単位数の 59/1000（R8.6.1 から）			

※医科診療報酬点数表により算

#### 1 夜勤職員配置加算

夜勤を行う看護職員又は介護職員を、利用者等の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ 2 を超えて配置している場合加算されます。

#### 2 サービス提供体制強化加算

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上である場合、又は、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35%以上である場合。

②介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上である場合。

③介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合、又は、常勤職員の占める割合が 75%以上である場合、又は、勤続 7 年以上の者の占める割合が 30%以上である場合。

※①～③のいずれか加算されます。

#### 3 療養食加算

医師の発行する食事箋に基づく糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食等を提供した場合、1 日につき 3 回を限度として加算されます。

#### 4 個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合加算されます。

#### 5 送迎加算

但し、白山市域を越えて行う場合、通常の事業の送迎実施地域を越えた時点から、1 km につ

き500円（自己負担）とさせていただきます。

#### 6 緊急時施設治療費

利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金を頂きます。

#### 7 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合加算されます。

#### 8 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所療養介護を行った場合、7日を限度として加算されます。

#### 9 重度療養管理加算

要介護度4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合加算されます。

#### 10 緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算されます。

#### 11 総合医学管理加算

治療管理を目的とし、厚生労働大臣が定める基準に従い短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として加算されます。

#### 12 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

- ① (1) ①基本型個室③基本型多床室を算定しており、別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合加算されます。
- ② (1) ②在宅強化型個室④在宅強化型多床室を算定しており、別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合加算されます。

#### 13 口腔連携強化加算

電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合1月に1回

に限り加算されます。

#### 1 4 生産性向上推進体制加算

厚生労働大臣が定める基準に適合し、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていた場合加算されます。

- ①見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており、職員間の適切な役割分担の取組を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行い、データにより業務改善の取組による成果が確認された場合。
- ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行った場合。

※①②のいずれか加算されます。

#### 1 5 介護職員等処遇改善加算 (R8.5.31 まで)

利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、次に掲げる単位数を所定の単位数に加算されます。

- ① (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 75 に相当する単位数
- ② (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数
- ③ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数
- ④ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

※①~④のいずれか加算されます。

#### 1 6 介護職員等処遇改善加算 (R8.6.1 から)

利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、次に掲げる単位数を所定の単位数に加算されます。

- ①イ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数
- ②ロ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数
- ③イ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数
- ④ロ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 93 に相当する単位数
- ⑤ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数
- ⑥ (1) ~ (2) 1~14 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数

※①~⑥のいずれか加算されます。

#### (3) その他の利用料金 (自己負担)

##### ア. 居住費 (非課税)

(ア) 個室	1日当り	2,200円
(イ) 個室(特別室)	1日当り	2,300円

(イ)の料金の中に、特別な居室料として1日当り95円(税別)が含まれています。

利用者負担第1~第3段階の利用料金は厚生労働大臣の定める負担限度額とする。

イ. 食費（非課税）	朝食	380円
	昼食	720円
	おやつ	100円
	夕食	700円

利用者負担第1～第3段階の利用料金は厚生労働大臣の定める負担限度額とする。

ウ. クラブ活動材料費 実費（税別）

エ. 趣味材料費 実費（税別）

オ. 行事費 実費（税別）

カ. 健康管理材料費 実費（税別）

キ. 電気器具等使用料 1点 1日当り 38円（税別）

ク. 洗濯代（非課税）	1回につき	600円
手洗い相当の汚れ	1回につき	500円

ケ. 理美容代 実費（税別）

コ. その他個人的に使用する診断書の発行などに係る文書料 実費（税別）

サ. 利用者が要介護認定で自立と認定された場合、1日当り下記の料金を頂きます。

・基本型個室の場合 6,240円 ・在宅強化型個室の場合 6,800円

#### （4）支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則として、金融機関による自動振替とさせていただきます。

#### 6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

##### ・協力医療機関

- |     |                  |
|-----|------------------|
| ①名称 | 公立松任石川中央病院       |
| 住所  | 白山市倉光三丁目8        |
| ②名称 | 公立つるぎ病院          |
| 住所  | 白山市鶴来水戸町ノ1番地     |
| ③名称 | 北陸病院             |
| 住所  | 金沢市泉が丘2丁目13番地43号 |
| ④名称 | 芳珠記念病院           |
| 住所  | 能美市緑ヶ丘11丁目71番    |



- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために、他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 故意に施設若しくは、物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (5) ペットを施設内に持ち込むこと。

#### 10. 居室の明け渡し

- (1) 利用者は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護契約書 第11条 第1号～第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及びその他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。
- (2) 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡される日までの期間に係る次表の料金、5. 利用料(3)の料金を事業者に対して支払うものとします。

・居室を明け渡された日までの期間に係る料金(日額)

ご契約者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型個室	6,240円	7,890円	8,360円	8,830円	9,480円	10,030円	10,560円
在宅強化型個室	6,800円	8,460円	9,060円	9,830円	10,480円	11,060円	11,650円

- (3) 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### 11. 残置物の引取等

- (1) 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者または身元引受人にその旨連絡するものとします。
- (2) 利用者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、10(2)による料金を事業者に対して支払うものとします。

#### 12. 事故発生時の対応

- (1) 入所者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、あらかじめ定めた対応方法により、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 入所者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

### 1 3. 苦情処理

- (1) 施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために次のとおり苦情を受け付けるための窓口を設置します。
  - 一. 受付窓口 担当部署 事務局  
担 当 者 角田 まり
  - 二. 意見箱の設置場所 事務所カウンター
- (2) 受付窓口のほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要についても定め、入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示します。
- (3) 施設は苦情を受け付けた場合は、苦情の内容を記載します。
- (4) 施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は、市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を市町村に報告します。
- (5) 施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

### 1 4. 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者による評価の実施は行っておりません。

今後、第三者による評価を実施した場合は、詳細を開示致します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設なごみ苑を短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護入所利用するにあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

住 所 石川県白山市米永町300番地2  
事業者名 医療法人社団 白山会  
介護老人保健施設 なごみ苑

説 明 者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人保健施設なごみ苑についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所 .....

氏 名 .....

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 .....

氏 名 .....

## クラブ活動材料費内訳

		金額 (税別)	備 考
習字	1回につき	190円	
料理	1回につき	370円	
茶和 (おいしい和菓子を食す)	1回につき	370円	
音楽	1回につき	280円	
絵画	1回につき	190円	
紙工芸	1回につき	280円	
嗜好品 (コーヒー・紅茶・緑茶等)	1ヶ月につき	560円	
<p>・上記の参加については利用者本人に全て任せます。    はい ・ いいえ</p> <p style="text-align: center;">( ※いいうの場合、希望する項目をご記入下さい )</p>			

※ 上記、内訳は増えることもあります。

令和8年4月1日 改